平成２９年（フ）第５７号
山形県酒田市駅東２丁目18番地の16シェラトン・イースト1102号
債務者　菅原　智晴
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１７９６号
埼玉県久喜市新井248番地１
債務者　青木　　正
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１４号
埼玉県越谷市大字恩間614番地５
債務者　佐久間智恵子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号　ペアハイツ越谷１―315、申立時の住所埼玉県越谷市東越谷８丁目89番地　ルレーブハイツ201
債務者　野本　　聡
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１４号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原２―207
債務者　浅見惠美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７２９号
埼玉県飯能市大字青木43番地７
債務者　古川　美保
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３０号
埼玉県入間市大字上藤沢681番地３　県住１―101
債務者　石田　優宏
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３６号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目９番21号　キャロット上福岡201
債務者　山下　瑚波
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４０号
埼玉県所沢市大字北秋津660番地の４　サンプラージュ101
債務者　榎本　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―401号、前住所東京都板橋区赤塚３丁目10番15号
債務者　下田　正枝
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５１号
埼玉県所沢市旭町15番５号、前住所埼玉県所沢市小手指町３丁目31番地の28　加藤ビル301
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５２号
埼玉県鶴ヶ島市新町３丁目14番地３　ファインコート・Ｋ202号
債務者　渡邉　広士
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９２号
大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―403号、前住所大阪府岸和田市中井町１丁目５番36号サンパレス中井101号
債務者　青木由美子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０４号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番52―506号、前住所大阪府和泉市太町272番地の１サンフラットあい401
債務者　川端　正彦
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目２番16号サザンコート505
債務者　村下みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２号
大阪府泉南郡熊取町七山西1547番地の８
債務者　西田　彩乃
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３号
大阪府泉佐野市中庄1494番地の１―507
債務者　岩崎　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係